

一心



社報タイトル「一心」は社内で掲げる2025年の標語です。

No. 232

代務社員 小林 政 氏 代務社員 小林 政 仁
税理士 須 賀 保 雄 税理士

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

11月の税務

- 11月10日
 1. 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 11月17日
 2. 所得税の予定納税額の減額申請
- 12月 1日
 3. 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
 4. 特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付
 5. 9月決算法人の確定申告
＜法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
 6. 3月, 6月, 9月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
＜消費税及び地方消費税＞
 7. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
＜消費税及び地方消費税＞
 8. 3月決算法人の中間申告
＜法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
 9. 消費税の年税額が400万円超の3月, 6月, 12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税及び地方消費税＞
 10. 消費税の年税額が4,800万円超の8月, 9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(7月決算法人は2か月分)＜消費税及び地方消費税＞
- 11月中において市町村の条例で定める日
 11. 個人事業税の納付(第2期分)

※デスクマット等に挟んでご利用ください。



<税務マメ知識>

会社が役員や従業員に対して金銭の貸付を行った場合

Y・S

法人税法では、法人とはもっぱら営利を追求し、経済合理性に従って行動する存在であるため、貸し手である法人は当事者間の契約にかかわらず、適正利率による貸付利息を収益として計上しなければなりません。

従って、法人が適正利率よりも低い利率もしくは無利息で役員や従業員に貸し付けを行った場合、「適正な利息」と「実際に支払った利息」の差額分については、経済的利益を受けたものとされ、その役員や従業員に対して給与所得として課税されます。

そして、法人は所得税の源泉徴収義務者であることから、通常の給料にこの経済的利益の額を加えた額について所得税を源泉徴収しなければなりませんので注意が必要です。

ちなみに国税局では、適正利率を下記の通りに定めています。

- (1)会社が他から借り入れて貸し付けた場合 → その借入金の利率
 - (2)その他の場合 → 貸付けを行った日の属する年に応じた次に掲げる利率
- ※令和4年から令和6年中に貸付けを行った場合の適正利率 0.9%



備えあれば憂いなし

M・M

私は長年ハードコンタクトレンズを愛用しています。ところが先日、不注意で片方を紛失してしまいました。新しいものができるまで度の合わない古い眼鏡で過ごしましたが、目が疲れやすく、汗でずり落ちては直す日々に大きなストレスを感じました。わずかな期間でしたが、見えることの有難さや備えの大切さを実感しました。

このことから物を大切に扱うとともに、心にも余裕を持ち、備えを怠らないように心がけていきたいと思いました。

